



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

- 告示
 - 1260 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による産業廃棄物処理施設の変更許可申請(廃棄物対策課)
 - 1261 生活保護法による指定医療機関の廃止(福祉保健総務課)
 - 1262 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
 - 1263 大規模小売店舗立地法の規定による店舗面積の合計が基準面積以下となる旨の届出(商工振興課)
 - 1264 公共測量の終了(技術調査課)
 - 1265 公共測量の実施(")
 - 1266 道路の位置の指定(都市政策課)
 - 1267 " (")
 - 1268 " (")
 - 1269 港湾施設の概要(管理整備課)
- 公告
 - 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
 - 開発行為の工事の完了(")
- 正誤
 - 平成19年9月28日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理委員会告示第122号別冊政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨(その他の政治団体)の表新世樹の会の欄中

告 示

和歌山県告示第1260号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2の5第1項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する第15条第4項の規定によりその概要等を次のとおり告示する。

なお、この変更許可申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧する。

平成19年11月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、名称及びその代表者の氏名
和歌山県紀の川市粉河3170番地の2
西洋環境開発株式会社 代表取締役 杉本泰男
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
和歌山県紀の川市粉河3090番3他197筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場

(4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類

(5) 申請年月日

平成19年9月5日

2 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局廃棄物対策課及び岩出保健所衛生環境課

(2) 縦覧期間

平成19年11月9日(金)から平成19年12月10日(月)まで(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時30分まで(正午から午後零時45分を除く。)

3 意見書について

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者で生活環境保全上の見地からの意見のあるものは、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見提出期限

平成19年12月25日(火)(郵送の場合は、消印有効)

(2) 意見提出先

ア 和歌山県環境生活部環境政策局廃棄物対策課
郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

E-mail: e0322001@pref.wakayama.lg.jp

イ 岩出保健所衛生環境課

郵便番号 649-6223

岩出市高塚209

(3) 意見書の形式等

ア 郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

イ 意見書の様式は、問わない。

ウ 意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに住所、氏名、対象となる産業廃棄物処理施設の種類及び申請者の名称を日本語により記載すること。

和歌山県告示第1261号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定によ

り指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第5条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年11月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西歯 17-41	阪田歯科医院	西牟婁郡白浜町日置91 7-1	平成 19.10.15

和歌山県告示第1262号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成19年11月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 医 師 名	診 療 科 目	医 療 機 関 名	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類													
					視 覚	聴 覚	平 衡	言 語 声	そ しゃく	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は 直 腸	小 腸	免 疫		
岡田正道	整形外科	医療法人岡田整形外科	橋本市市脇1-45-2	平成19.11.1							○							
上田哲生	眼科	独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター	田辺市たきない町27-1	平成19.11.1	○													
間生ゆり	腎臓、透析内科	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	平成19.11.1								○						
南良暢	内科	医療法人明美会有田南病院	有田郡有田川町小島15	平成19.11.1								○						

和歌山県告示第1263号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次の大規模小売店舗から店舗面積の合計が同法第3条第1項の基準面積以下となる旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により公告する。

平成19年11月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸正百貨店
和歌山市本町二丁目1番地 他
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
和島興産株式会社 代表取締役 島和代
和歌山市吹上四丁目1番1号
- 変更する年月日
平成19年10月26日
- 届出年月日
平成19年10月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 作業の種類 公共測量(街区基準点測量及び街区点測量)
- 作業期間 平成17年7月1日から平成19年3月31日まで
- 作業地域 平成17年度着手
和歌山市、海南市、田辺市
平成18年度着手
和歌山市、橋本市、有田市、御坊市、新宮市、湯浅町、那智勝浦町

和歌山県告示第1265号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成19年11月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 作業の種類 公共測量(亡失した基準点の復元)
- 作業期間 平成19年11月1日から平成19年12月26日まで
- 作業地域 和歌山市 西部 地域

和歌山県告示第1264号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通大臣から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成19年11月9日

和歌山県告示第1266号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年11月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2962	岩出市波分字松本57番1の一部、61番3の一部、149番1の一部	大阪市港区夕凪2丁目18-7株式会社近畿日本建物代表取締役山本道弘	平成19.10.29	6.00	55.75

和歌山県告示第1267号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年11月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2968	岩出市新田広芝字道ノ裏180番の一部	和歌山市太田480-1 ヤマイチエステート株式会社	平成19.10.29	6.00	10.71

古座港港湾施設

種類	名 称	位 置	数 量	能 力
航路	古座川航路(1)	串本町古座・西向地先	300.00メートル	水深2.0~4.0メートル
航路	古座川航路(2)	串本町古座・西向地先	180.00メートル	水深1.8メートル
泊地	西向泊地	串本町西向地先	11,500平方メートル	水深1.8メートル
泊地	古座泊地	串本町古座地先	16,500平方メートル	水深1.8メートル
導流堤	導流堤	串本町古座地先	115.00メートル	
導流堤	右岸導流堤	串本町古座地先	74.00メートル	
護岸	西向道路護岸	串本町西向地先	325.00メートル	
護岸	古座第一護岸	串本町古座地先	61.00メートル	
護岸	古座道路護岸	串本町古座地先	700.00メートル	
護岸	取合護岸	串本町古座地先	15.00メートル	
護岸	古座第二護岸	串本町古座地先	165.00メートル	

代表取締役
山田茂

和歌山県告示第1268号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年11月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2955	伊都郡かつらぎ町大字妙寺字大道ノ上910番3、910番4の一部	伊都郡かつらぎ町大字妙寺295番地 森本哲也	平成19.10.31	5.00	42.50

和歌山県告示第1269号

県が管理する港湾施設を港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成19年11月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

突堤	西向突堤	串本町西向地先	52.20メートル	
物揚場	西向物揚場	串本町西向地先	154.00メートル	水深 2.0メートル 幅 5.0メートル 耐荷重量 1平方メートル当たり1.0トン
物揚場	古座物揚場	串本町古座地先	237.00メートル	水深 2.0メートル 幅 6.0メートル 耐荷重量 1平方メートル当たり1.0トン
物揚場	-2.0m物揚場	串本町古座地先	100.00メートル	水深 2.0メートル 幅 5.0メートル 耐荷重量 1平方メートル当たり1.0トン
物揚場	西向物揚場	串本町西向地先	90.00メートル	水深 2.0メートル 幅 5.0メートル 耐荷重量 1平方メートル当たり1.5トン
物揚場	古座第二係船岸	串本町古座地先	65.00メートル	水深 1.0メートル 幅 5.0メートル 耐荷重量 1平方メートル当たり1.0トン

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は、和歌山県県土整備部港湾空港振興局管理整備課及び東牟婁振興局新宮建設部に備え付ける。

平成19年9月28日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理委員会告示第122号別冊政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨(その他の政治団体)の表新世樹の会の欄中「5,067,838」は誤りにつき「50,676,838」に訂正する。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
橋本都市計画用途地域の変更
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年11月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	西牟婁郡白浜町堅田字鴻ノ巣2500-1、-2の一部、-4の一部 字畑崎2364-1、-2の一部、-5の一部
許可を受けた者の住所及び氏名	大阪市淀川区東三国4丁目1-16 株式会社ジャパントータルプランニング 代表取締役 伊藤光

正 誤

正 誤